導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美幌町は北海道の東部、オホーツク地域のほぼ中央に位置し、農業を中心に栄えてきた街であり、国道4本が縦横断し道東の交通の要衝とされている。

美幌町の人口は 1985 年の 26,686 人をピークに減少し、2023 年 4 月までに約 1/3 が減少し、17,947 人になっている。

1985年の生産年齢人口は 18,063人であったが、現在は、9,614人と約半数になっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2040年には、人口が13,274人、生産年齢人口が6,023人まで減少するものと見込まれている。

町内の企業数は 670 社、うち卸売業・小売業 163 社 (24.3%)、宿泊業・飲食サービス業 123 社 (18.4%)、生活関連サービス業・娯楽業 80 社 (11.9%) で半数以上の割合を占めている。

企業単位の総売上高は 64,190 百万円となっており、基幹産業である農業に関連 した食料品製造業が 9,642 百万円と最も高いのが特徴である。

町内の中小企業数は減少しており、さらに、人口減少等による人材不足、後継者不足等の課題にも直面しており、これまで町では、企業の立地促進や新規起業者の支援、人材確保のための担い手支援、移住定住支援など取り組んできたが、引き続き、中小企業の生産性の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、 中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美幌町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が、町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

美幌町は北海道の東部、オホーツク管内のほぼ中央に位置し、農林業、製造業、サービス業など市街地域から農村地域まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種·事業

美幌町の産業は、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間 令和5年6月8日から令和7年6月7日までの2年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間 3年間、4年間または5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- (1)人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2)公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては 先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。